

年末の交通事故防止運動

令和7年度 12/1月~12/10水

12月1日（月）は「交通安全意識を高める日」です

12月2日（火）は「自転車安全利用の日」です



光らめく姫路 交通安全城下町



回 覧

姫路市交通災害絶滅対策本部

姫路市三左衛門堀西の町3
防災センター5階危機管理室
TEL (079) 221-2090

運 動 重 点

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

歩行者優先意識の徹底

横断歩道で歩行者がいれば一時停止しましょう。運転中のスマホ操作は事故の原因になるため、やめましょう。



反射材用品等を自発的に活用しよう

安全のために、明るい服装や反射材を身に付けて外出しましょう。

飲酒運転等の根絶と夕暮れ時・夜間の早めのライト点灯やハイビームの活用の促進

飲酒運転の根絶

飲酒運転はもちろん、飲酒した人に車や自転車を貸す等の行為をした人も厳罰です。

無灯火は危険です

夜は周囲が見えにくくなることから、早めにライトを点灯し、歩行者に注意しましょう。



自転車等の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

令和8年4月1日より軽車両等へ青切符の導入

交通ルールを守って安全に！

【一例】

携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視・通行区分違反	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円の反則金

